

要配慮者利用施設の管理者等へ避難計画策定を義務付け

- 現行水防法においては、社会福祉施設、学校、医療施設等の施設(要配慮者利用施設)の管理者等には、避難確保計画の作成、これに基づく避難訓練の実施及び自衛水防組織の設置が**努力義務として課せられている**。
- 他方、平成28年9月の台風10号による豪雨災害では、社会福祉施設が浸水し死亡者が生じるなど、リスクの高い区域に存する要配慮者利用施設における対策の重要性が改めて認識されたところ。
- このような状況を踏まえ、これまで努力義務とされていた**避難計画の作成等を義務化**して、要配慮者利用施設の安全性の向上を図ることとする。

管理者等による避難確保計画策定等の義務化

	避難確保計画の策定	計画に基づく避難訓練の実施	自衛水防組織の設置
現行水防法	努力義務	努力義務	努力義務
改正後	 (※) 義務	 (※) 義務	努力義務のまま存置 施設の規模が様々であり、義務化によって過重な負担となるおそれがあるため。

担保措置を創設

- ・計画を作成しない施設管理者等に対して市町村長が必要な指示を行う。
- ・指示に従わないときはその旨を公表。

※ 土砂災害防止法でも同様の措置を講じる